

死刑についての考察

社会A班 鎌田 脩平 久保 駿平 本橋 一優

1. はじめに

死刑とは、その名の通り命を奪う刑罰であり、極刑とも呼ばれるもっとも重い刑罰である。

死刑は、現在では一般予防論と特別予防論の二つに大きく存在意義が分けられている。まず一般予防論というのは死刑そのものの恐怖により、ほかの犯罪を防ごうという考えである。簡単にいうと、死刑が怖いから犯罪を起こさないでおこう、と考えさせることである。また、特別予防論には凶悪犯を死刑にすることで、その凶悪犯の再犯の可能性を全くなくしてしまおうというところに意図がある。

2. 死刑と憲法

死刑廃止の論争によく登場するのが死刑と憲法の関係性についての論議である。例としては死刑制度合憲判決というものがある。

1946年殺人の罪で男が起訴され、死刑判決が出されるも、死刑は憲法第36条によって禁じられている公務員の拷問や残虐な刑罰の禁止に抵触している、として最高裁に上告した。判決では、公共の福祉のために死刑制度の存続の必要性は認められているとし、死刑制度は合憲であり上告を破棄し死刑判決が確定。

以上のことから、現在日本では死刑制度は合憲であるとされている。

3. 死刑の抑止効果

死刑の存在する意義として一般予防論と特別予防論があり、また死刑制度は合憲であるというのは先に述べたとおりである。

そこで、ここでは死刑廃止論議で最も中心となる死刑の抑止力について見ていきたいと思う。

下のグラフはカナダにおける死刑廃止前と死刑廃止後の殺人発生率のグラフである。死刑反対派は警官、刑務官の殺人に対する死刑を廃止した年の前年である1975年には10万人当たり3.09件とピークであったがそこから減少、2003年には10万人当たり1.73件とここ30年間で最低となったと主張しているのに対し、死刑賛成派は一般の殺人に対する死刑が廃止された1966年には10万人当たり1.25件であったのが1975年には3.03件と急激に上昇。そこから減少したとはいえ、確実に上昇していると主張している。どちらの意見も事実であるが、恣意的にデータを操作しているため、どちらが正しいと結論づけるのは不可能である。事実、米科学アカデミーも死刑の抑止力について、判断を下すことは不可能であると結論を下している。

カナダにおける殺人発生件数(人)



<http://www.geocities.jp/aphros67/090620.htm>

4. まとめ

死刑とは人を殺す刑である。その刑についてほとんど情報が公開されていないのは変だと思う。もっと国が情報を公開して、私たちは真剣に考えるべきである。知らないから私たちは死刑を考えることができない。この国の主権者は私たちで全ての行政手続きは主権者である私たちの同意のもとで行われている。つまり私たちが同意しているから死刑は存続している。死刑に反対だろうが、賛成だろうが構わないし、どちらか答えを出すのは難しいこと。

ただ、自分には関係ないと思うのではなくて、しっかり考えてほしいと思う。

5. 参考文献並びに参考Webページ

『死刑』 森達也 朝日出版社

『死刑制度の歴史』 ジャン＝マリ・カルバス 白水社

『死刑』 読売新聞社会部 中央公論新社

『世界の死刑』 ロジャー・フッド 成文堂